

コールセンター Q&A

～ コールセンターによく寄せられる質問についてご紹介します ～

Q107

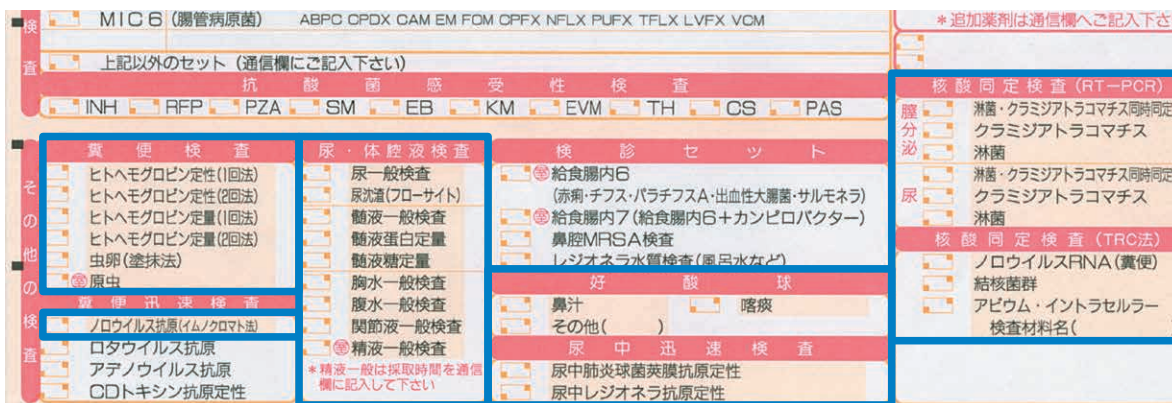
電子カルテで、依頼書Ⅱの塗抹検査や培養検査を依頼するにはどうしたらよいですか？

A107

ほとんどの電子カルテは、仕組み上、塗抹検査や培養同定検査、薬剤感受性検査はご依頼できません。そのため、依頼書Ⅱでのご依頼をお願いしております。また、検査結果も紙報告書でのご報告となります。

ただし、依頼書Ⅱに掲載している以下の項目は、電子カルテでご依頼、ご報告が可能です。

- ・糞便検査
- ・ノロウイルス抗原(イムノクロマト法)
- ・尿、体腔液検査
- ・好酸球
- ・尿中迅速検査
- ・核酸同定検査(RT-PCR)
- ・核酸同定検査(TRC法)



青枠で囲っている、背景が薄いオレンジ色の項目が、電子カルテでのご依頼、検査結果のご報告が可能な検査項目です。

担当 システム管理課

*ウェブページでもご覧いただけます。 <http://www.labo.city.hiroshima.med.or.jp/>

<広報委員> 谷敷 圭美 / 石田 啓 / 折本 健 / 石田 有里 / 大田 彩咲日